明治四十一年十月三十日第三種郵便物認可（日刊）日曜日及祭日の翌日休刊　明治四十二年二月廿七日（土曜日）　第四十五號　（一）

京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐべからず

社會縱横（十五）　みざり

▲誤解は怪疑の念を孕み、怪疑の念は怨嗟の情を生み、怨嗟の情は軈て憤激の原因と相成るべきは人情の正に然らしむる所に候聞く所に依れば近時地方韓人の多くが東洋拓殖會社を目して一種の徵税的官衙とし驚怖の念を抱くもの有之由に候が是等は確に誤解の一にして要するに彼等が未だ會社の趣旨方針を了解せざるに職由するものと存じ候

▲尤も地方蒙昧の徒が斯かる誤解を抱くに至り候、強ち無理には非ず候、鸞輿一度び南に走るを見ては皇帝を日本に拉去するに非ざるやと思惟し、實彈演習の響を耳にしては日本が斯土を掩有するに非ざるやと考慮する程に候へば今更ながら地方の韓民が會社に對して徵税以外他にも意味深き誤解を抱き居り候ことは固より然あるべき次第に候

▲さなくとも性來怪疑の念に富み、執着の心深き韓民の事に候へば世人の想像以外途方もなき誤解を抱き其の結果怨嗟の聲四方に起り果ては會社に對して何のやうな障害を來すことに相成り候やも豫め測り知れず候而して之に對して余輩は統監府が豫め地方の道及び府郡に命して會社の方針及び趣旨を丁寧反覆地方の韓民に說明し以て彼等の誤解を解き怪疑の念を啓かれんことに努むるを切望いたし候、蓋し之れ統監府の義務にして又會社の利益に候

▲地方韓民の誤解に關して思ひ起せしは東拓會社が萬般の調査を終り役員及び移住民が韓內地に浸入して愈々實際の開拓に着手するに至りたる場合多少暴徒の爲めに襲撃されて妨害さるゝは前以て覺悟し置かざるべからざるは勿論のことに候も、警する所此の場合に際しては却て暴徒の氣勢を高めはせずやと被存候、這は蓋し如上の排日的思想より來るにあらず單に彼れ暴徒等が跋扈跳梁を逞うする範圍を會社の爲めに侵害され自由自在に活動を試むる能はず從つて遊逸安居して生命を持續することの困難なる所より窮餘必ず斯くあるならんと被存候要するに會社は勿論當局者にありては今より爰に留意し、其の場合に當りて狼狽せざるやう呉々も勸告いたし置き候、蓋し前者は溫言を以て之を諭し後者は鬼面を以て之を威脅する所以に候

▲更に現今の暴徒を東拓會社事業の勞役に就かしめなば大に得策なるべしと語るもの間々有之候が這は一寸考へ物に候、勿論彼れ暴徒等が昨非を悔ひて正業に就かんことを希ひ眞面目に世を渡らんとするの心を起せし者に至つては之れ別物に候も要するに如斯者は千人に一人も覺束なく其の盃般は[illegible]米穀を盜み氣緩やかに体胖かに其の日を送り居るものゝみに候へば假令此方より正業に就かんことを勸說したればとて心より應ずるものは無之候尤も會社當事者の手腕如何によりて是等獰猛の如き暴徒をば羊の如く柔順ならしめ溫良よく勞役に服せしむるを得ばソレこそ大出來大成効と申すの外無之其の際は余輩の賛言もまるで形なしと相成り可申候呵々（二十五日午後二時記）

文苑

●雲と雲（三）　むら

◎（中略）嘗つて横山天涯兒玉花外君等と共に西川光次郎君の監獄行を送りて新橋々畔の縄暖簾に淺酌せる時、各人の性格を評し合しに小生の不平家たることは衆人の異議なき所に候ひし、然かも其の小生悲觀に陷らず自暴に陷らざるは一に俳諧哲學に馴致せられたる俳人根性の存するが故に候。（香）

而して予は俳諧哲學は人生に重きを置かざるが故也と云へども、是れ恐らく予の本意ならざるべし、本意なりとすれば誤れり、俳士の悲んで傷らざるは實に自個出世の眞諦と人生の眞意義に徹底する所あるが故にして、決して人生を輕視したる所以にはあらざるべし、予、能く破顔首肯するや。

◎然るに其俳句にも近頃は遠かり申候、御恥かしき次第に御坐候、二三句例に依り御目にかけ申候。（香）

●春五句（詠史）　千春

○大久保彥左衛門
憚からぬ聲の遊さよ茶摘唄

○和氣清麿
香ばしき香を貫くや闇の梅

○筒井順慶
日和見て畑打ちに出る翁哉

○德川家康
遅櫻咲いて日和の續きけり

○鎮西八郎爲朝
切れて行く先きは島なり凧

新刊紹介

●東京經濟雜誌　岡實氏の「南米視察談」丹羽筑山氏の「帝國關税政策」は讀んで益多く參考となるべし（一四七八號一部十一錢東京々橋區彌左衞門町東京經濟雜誌社）

●實業の日本　依例各名士の感想談成効談苦心談等を掲げ中に就て新渡部氏の「他人の言行は如何なる見方によりて批判すべきか」坂谷男の「余が歐米を漫遊して感悟せし旅館の生命精神」等は讀んで趣味多く又實益あるものなり（四號一部十一錢東京々橋區南紺屋町實業の日本社）

●新衣裳　昨今流行の衣裳及び附屬品の意匠及び模様を鮮明なる寫眞版に描出し且つ說明を加へあり（八十二號一部十三錢京都飯田吳服店發行）

●憲政本黨々報　代議士森田勇次郎氏の「憲法發布二十周年に就て」は文章堂々所論穩健確に再讀の價値あり時事欄又簡潔にして適切能く要を得居れり（五號一部十錢東京芝區烏森町憲政本黨本部）

佐倉宗吾（十六）　眞龍齋貞水講演

万兵衛一生懸命に成て、ドン／＼行つて參りました、恰度いま問屋へ參りまして、魚を買つて、是から佐倉の太田屋へ往かうと急いで、途中を走つて來る、途端に先方から、地方役人で、村々見廻つて歩きます、河井半助と謂ふ者が、目明二人つれて、勢ひ堂々と行つて來る、「アヽこりや御役人樣」と思つたから、脇の方へ寄つて、道端の處へ荷を卸し、地上へ坐つて手を突いて、役人の通り過ぎるのを見送つて居ると、ヂロりと見ました河井半助、二足三足往き過ぎたが、引返して來て　半「コレ魚屋貴様は何處だ　萬「私は大竹村の万兵衛でございます」　半「大竹村の萬兵衛、何處へ往く　万「ハイ、私は是から成田の太田屋さんまで、魚を持て參りますんで、今ハア問屋からやつて來ましたが、御役人樣が御通りでございますから、御挨拶のすべいと思つて、斯うして居りました　半「然うか、貴様その天秤は去年の天秤だな　万「エーッ……アッ、斯りや大變な事をしました　半「貴様不埒な奴だ天秤は一年限りにして燒棄てるのでは無いか、夫から又新らたに烙印を頂戴して、一年用ゐて燒棄てると云ふ事は、兼ね／＼村々へ御達示に相成てれる、其方とて大竹村なら、申し渡を承知して居るであらう　萬「イヤ承知でございます　半「承知とならば、何故新らしいのを持て參らぬ　萬「それは旦那樣、斯樣な事を申し上げちや恐入りますが、已が御母が年齡とつて居ります所へ、私がマア少し寄合事がございまして、昨晩遅く家へ戻りましたで、寢過して太田屋樣の御客樣の差支に成つては困ると、眠い眼を擦りながら、團扇で火を燃かし、それから時刻が來ましたから、ドン／＼駈付けへねと、支度しますと、御母が眼が悪いもんだから、新らしい天秤と思つて出してくれたものだから、氣が注かずと思つて昇き出し、今御役人樣に云はれたんで、成程古い天秤と氣が注きました、決して僞りは申しませぬ、此通りの間違でございます、アノ縣家へ是から御案内いたしますから、御檢め下さい、ちやんと新らしい天秤がございます、又憚りながら大竹村御通行になりましたならば、萬兵衛宅へ御立寄り下すつて、新らしい天秤が有るか無いか、取調べになつて、萬一ない時は、どんな御咎めを蒙りましても、御上樣を御詐み申すことはねえでございます、少と今日は急ぎますから、希か御見遁しを願ひます　半「オイ万　万「ハイ　半「コレ、自分で勝手な事ばかり申して、此掟の嚴ましい所を承知しながら、古い天秤を持出し、上を僞るとは不埒な奴だ、この河井半助が言はなければ、其方は其儘用ゐて參らうと云ふのであらう、イヤ此通り夜が明けてゐる、新らしい天秤と古い天秤と、其方が分らぬ事はない、氣が注いて家に有るならば、斯りや大變と引返して、取換へるのが當然、その儀昇いて來るとは不埒な奴だ、上役人の眼は何處に付いてゐると思ふ、横着な奴だ、ソレッ、引立てぃ　万「旦那様御免下さい、私これから御城中へ參りますと、年齢老つた御母が心配いたします、第一江戸から講中が御出になり、太田屋さんの稼業に差支へますから、希ぞ今日の所は御見通しを願いたい、斷てど仰せらるゝなら、是から大竹村へ引返し、天秤を持て來て御覧に入れます　半「默れ／＼、不埒な奴だ、最前から汝が勝手な事ばかり申して、コレッ、引立てぃ　目明「御用だ神妙にしろ　萬「希ぞ勘辨して下つせゑと云ふのを、いきなり左右から飛掛り、萬兵衛を引立てやうとする、正直にして親孝行で、人に荒い言葉ひとつ掛けた事のない万兵衛が、何う云ふ加減かムラ／＼ッとして「是程までに已が詫言をするに、ハア酷い事をしやがる此地方役人奴、ナニ汝等と一緒に城中へ往くものかッ」と云ふと、突如立ち上った

第45호 1909. 2. 27.

京城新報

韓人基督教徒
如何に扱ふ可き乎

宋内相は日本に於て亦無責任なる暴言を弄し當局に任せて罵倒せり、其韓國語は唯私憤を漏らし之が爲に自ら賤ぶるが如きこと少しとせず、現に今回の放言に於て基督教徒を罵倒して將來の排日黨となせり、宣教師及重なる教徒は如何に感ずべけんや苟も國務大臣たるものにして斯る無責任なる言論を敢てするに至りては等閑に附す可らずと憤慨して質問書を提出せりと、抑も宋氏が斯る事を何が爲に放言したる乎、由來一進會と基督教徒とは互に相怨恨し殆ど氷炭の如く到底融和せず、基督教徒が一進會員を憎む所以は彼等が親日を笠に着て地方の良民を苦しむるが爲なり、實際に於て一進會員の地方に於ける行動は非難すべき事多し、亦基督教徒の中にも多くの惰民あることは事實なり、此等の惰民は何の理由もなく附和雷同して教徒となり或は教を聞くに止り信仰の如きは全く無しと云ふも可なり、宣教師の語る所に依れば韓人基督信者の或る者は其行爲に於て世界何れの國の信者にも遜色なしと、或は然らん余輩も亦之を信ずるなり、然れども多數は概して怠惰なる事實なり、而して此等の中には[illegible]能く死せざるべしとの迷信を抱く者へなからず、更に注意すべきは街頭を歩するとき基督教人と書したる札の門戸に張られ居るもの少からず、韓人基督教徒を有するが如し、恰も治外法權の如くに誤解し居るものも少からず、韓人基督教徒の現狀は概して斯の如くなれば其の中には排日的行動をなすものもあるべし[illegible]然れども宋内相が之を以て排日黨と稱するは[illegible]員の抑壓を防ぐ爲めに團結して之に對抗するを以て一進會員は目して排日黨となすのみ、換言すれば親日を標榜する一進會に反抗するを以て排日黨となすに過ぎず、宋内相が早計にも之を排日黨なりと放言するに至りては甚だ輕率と云はざる可らず、然れども宣教師及重なる教徒は宜しく多數の信徒に對して前に述べたるが如き迷信と誤解とを戒飭して誤解なからしむるを要す、現今韓國に於ける基督教徒は總數十二萬餘十八萬合廿三萬人あり、此等の教徒は素より玉石混淆なれども若し彼等より迷信と誤解とを除却すれば彼等は韓民一千萬人中に於ける比較的有識者なるべし、而して此等の教徒[illegible]

が基督教を標榜して割據するが如きは時に傍者をして排日派と思はしむるなきを保せす、畢竟するに排日とか親日とか稱するも韓人同志の爭ひにして、帝國の保護政治は一進會も基督教も其他のものも皆一視同認にして其間更に隔る所なし、基督教徒に對して帝國は決して繼子扱を爲すものに非す、宣教師及重なる教徒は能く之を理解せしむることに努めざる可らず、

東京電報

▲鐵道駐屯軍（宿題）
又新會代議士會に於て金尾稜巖提出の北韓鐵道敷設及び韓國駐屯軍撤退の件は宿題とすることに決定す（二十六日發）

▲北韓交通建議案
北韓鐵道敷設及び日本海航路開始に關する建議案明日の衆議院本會議に上る（二十六日發）

雜報

●内部官制改正
昨日の官報を以て發布されたる内部官制の改正されたる要領左の如し
一、衛生局主管事務に「衛生上の試驗及び痘苗の製造に關する事項」を加ふ（從來は大韓醫院の事業なりしなり）
一、右の結果衛生に關する技師二名を増加
一、内部主事七名の増加
一、同警部二人の増加
一、土木及び衛生の技手三人を増加す

●大韓醫院官制改正
昨日の官報を以て大韓醫院の改正官制發布されたるが此れを廢止されたる舊官制に對比せば左の如し
一、衛生試驗に關する事務を削除したる事（別項内部官制改正參照）
一、醫育部を廢して附屬醫學校としたる事
一、醫官専任十人を十二人に事務官専任二人を一人に教授専任六人を十人に増減し技師専任四人及び副教授三人を削除し助手十七人を新置したる事
一、右改正の結果各部長を廢止したる事

●宋の放言と米領事
宋内相が日本に於ける放言中在韓國の耶蘇教徒は排日云々との記事が大阪毎日紙上に掲載せらるゝや當地の教徒一同は之れに就き非常に憤慨するところあり、兩三日前青年會館に集合して協議せし結果之れを確かむべく毎月紙に照會せんと發議したる者ありたるが米國領事の聞く所となり宋は内相の身として若し此言ありとせば甚だ不都合なるゆへ然るべき方法を講ずべしとのことより耶蘇教徒の重立たる者は二十六日青年會館に會合し協議せし筈なり

●統監辭任せず
統監の歸朝する毎に退隱すべしとの風説流布さるゝに對し公の内情に最も精通せる某氏の談話を聞くに韓國に於ける統監の境遇は何人も知る如く出入に文武官の隨從護衞あり而して其權勢の宏大なる何物も及ぶものなし、論て統監の眞意を付度するに第一此境遇に大なる滿足を表し居るのみならず苟

●繪畫展覽會開催
日本人商業會議所樓上に於て今明の兩日東京玉成會の催しに係る繪畫展覽會を開催す

●社倉規則の制定
從來韓國には社還米なる組織ありて恰も日本に於ける備荒貯蓄の如く春期に於て窮民に米穀の貸付をなし秋期に此れを還納せしむる事となり居りしも近來此の制度廢れて行はれざりしを政府は今回新たに社倉規則を制定して右の制度を復舊する筈なりと

●輸入増税案消息
外米輸入増税案に就き在京中の政府委員兒玉秀雄氏に宛て一昨日石塚參與官より其の後の議會に於ける形勢如何を質すため電報

●京城民會の開會
京城居留民會は二十八日會議を開き翌一日より豫算本會議を開くべしと

●國旗問題演說會
大韓日報社大邱支局の主催に係る日本國旗侮辱問題に係る演說會は一昨日午後六時より大邱勸工場樓上に於て開催されたるが聽衆一千餘員に達し場外に溢れ又は屋上に立ち乍ら聞くの盛會にて左の演說あり

開會の辭	稻本天臣
國の旗	三輪如鐵
憐むべき未開國民	古莊幹實
國旗事件の顚末	山道亞川
國旗問題と統監政治	今井蓼州
國旗問題解決法	村浪之紹
國旗問題と吾人の主張	山道亞川

右終りて各地有志者よりの祝電を朗讀したる後左の決議案を滿場一致にて可決したり

●決議●案●

韓皇巡行中の國旗事件は日本帝國を侮辱

●出版法發布に付
韓國出版法は愈々昨日の官報を以て發布されたるが此れに關して聞く處によれば現時韓國に於ける出版物の概況は教育及び教科書の類最も多く此れに次ぐものを歷史傳記文學及び雜書類とし政治、法律、經濟、實業に關するもの此れに次ぐ而して政治、歷史、文學に關するもの及び教科用、讀本類中には往々直接間接に今日の時世を誤らしめ國權回復等の空論を弄して人心を誘惑せしむるの恐あるもの無しとせず又譯書の如きは原文以外に譯者の意見を述べて此れを批評し以て人心を激動するの虞あるものありて讀本類文學書以外のものは大部分譯書なり出版地は殆んど京城にして地方は極めて稀れに外國としての出版物は日本淸國等を多しとす正確なる調査と云ふを得ざるも或人の調査によれば一昨年及び昨年に於ける出版物は百種内外（新聞雜誌を除く）にして雜誌の取締りは新聞紙條例に據る事日本に於けるが如し
今回發布されたる出版法は書物に就ての取締りをなすの趣意にして當局者は曩に新聞條令を改正して新聞取締に勵行を加へたるが一般の出版物の傾向前述の如くにして此れを取締るの必要上今回出版法を發布されたるものにて同法は第二條に規定せる如く原稿檢閲主義を採りたるが此に韓國の現狀に適合せるものと認めたるが故にして日本に於ても或時期迄は檢閲主義を採りたる事あり要するに出版警察は時代によりて其の

謹告

韓半島開發の大使命を有する東洋拓殖株式會社は既に看板を揭げ將さに營業を開始せんと致居候此時に於て同會社に對する世人の多種多樣なる希望及び論評を紹介するは啻に有益なるのみならず同時に興味有ることゝ被信候に付本紙愛讀の諸君は此際同社に對する希望及び論評等を續々御投稿被下本紙をして开を連日掲載するの光榮を有せしめられ度候

●尙宇佐川總裁以下同社重なる人々の人物評も歡迎致候●御投稿は記名にても●匿名にても宜敷候

但御投稿の義は成るべく四十行以内に相願ひ申候、尙は郵書の上書には（原稿）と御認め被下度候、

明治四十二年二月

京城新報社

●財產整理局審査會
を以て問ひ合はせし由なるが此の稿締切迄には未だ返電あらざりしとの事なるも遲くも昨夜中には返電ありし筈なり

二十五日午前十時より度支部に於て開きたる臨時財產整理局審查會は皇室債務に關する件にて同債務は殆んど整理の結了に近づき殘るは僅かに四五件なれば三月中には全然終了する筈なるが今二十六日も引續き審查會を開きて協議するところありたり尙土地整理の方は六月頃結了の見込なりと

●債務課と土地調査
別項記載の如く臨時財產整理局の事業は最早終了するに就ては本月中に債務の審查を終る筈なる同局の債務課は之れを廢止の上既報せる土地調査局の一部として調査事項の準備を爲す筈なりといふ

●赤十字飢饉地救護
赤十字社韓國總委員部にては咸南文川地方飢饉の爲め行路病其他の病者を生する場合には施療其他應急の手當を實施する等臨機

●飢饉救恤篤志者
し日韓兩國の親善を阻害するものと認め當局者の處決を促さん事を期す

咸南飢饉救恤の爲め先頃ハリス博士は金二十五圓を義捐せられたるが今回ジョンス博士は金十圓を礴洞明新女學校職員生徒は金十圓五十錢を何れも愛國婦人會を介して義捐したり

●大迫中將の來京
滿洲野戰砲兵の檢閱を終りたる野戰砲兵監陸軍中將大迫尙道氏は岩田砲兵少佐を隨へ昨朝新義州を發し午後九時五十分南大門に着せるが本日は西大門外野砲兵第六聯隊第一中隊の檢閱をなし更に成興に駐在せる野砲兵第六聯隊の檢閱の爲め不日北韓に向け出發する由

●東拓會社園遊會
東洋拓殖會社に於ては來月十日頃當地官民約三百名を招待して園遊會を開催する筈なるが會場は目下未定なりと

●仁川第五回民會　仁川第五回民會は明日午後七時より仁川民團役所樓上に於いて

●輸出貿易
過般議會に提出されたる外米輸入増税案は韓國米に對し非常なる打撃にして實に韓國輸出貿易の死活問題なり今や緊急を要するに於ては中村京商會頭仁川萩谷書記長等集合協議の上聯合會として極力反對することに決し目下上京中の戶叶京商書記長に向け[illegible]せり而して外米輸入税は從來一石に付一圓五十錢なりしものが今回増税案によれば一[illegible]審多大なりと云ふ尙は本件に關し京商山口書記は昨日統監府に石塚長官を訪問せり[illegible]旨京城聯合會事務所に向け昨朝來電ありたり

國旗問題演說會

國旗問題演說會今廿七日午後六時より旭町歌舞伎座に於て開會（但傍聽無料）

發起者　大韓日報社　朝鮮日々新聞社　内地各新聞通信員　京城新報社

對東拓希望論評（其十二）
扇田生

東拓の國籍に關聯して疑點あり、敢て大方の示教を仰ぐ、曰く

東拓會社の法律上嚴然たる一個の法人たることは疑なしと雖、此法人は日本國人なるや、將た韓國人なるや、語を換へて示せば此法人の國籍が日韓何れに屬するやは大に研究を價ひする問題なるべし

會社は明治四十一年八月二十六日公布第六十三號日本國東洋拓殖株式會社法に依り成立し又一面には隆熙二年八月二十七日付法律第二十二號韓國東洋拓殖株式會社法に依りて成立す、卽ち日韓兩國孰れの國法の下にも成立する法人なり、普通の解釋に依れば一個の法人が同時に二國の法律に從ふことを得ざるが故に、此種の場合には、東拓の本店韓國に在り其營業の中心も亦韓國に在るの理由に基き、其國籍韓國に屬すと見るが正當なるべきも、熟々日韓兩政府の公布せる拓殖會社法の條項同會社設立の手續とを考ふるときは、兩國孰れも同會社を以て自國の法人と認めざるを見る、此に於て普通の元則に反し、東拓は二箇の國籍を有し二國の法律に支配せらるべき一種變態の法人なりと云はざるを得ず

會社已に日韓双方に國籍を有し日韓双方の法律に支配せらるとせば會社は二体の政府と二樣の法律に監督支配せらるゝが故に實際に於ては頗る可笑しく興味ある問題を生するならんと思ふ、試に二三の場合を示さんに

（一）會社は日韓兩官公廳より課税を強要せらるゝなきや否、會社が日本に國籍を有し日本法律に支配せらるとせば、日本の營業稅、所得稅、登錄稅等を納むる義務を負ひ、少くとも當分民團稅の負擔を免る可らず、又同時に韓國に國籍を有するの結果、韓國現行及未來の稅法の下に韓國政府に對する納稅をも拒む能はざるべし

（二）會社役員は一個の事犯に付日韓兩政府より二重の懲罰を受くる場合なきや否、日本の拓殖會社法にも韓國の拓殖會社法にも役員が法令定款に違反の行爲ありしときは過料に處すとの明文あり、而して兩國孰れの法にも此抵觸を調和すべき法條なきが故に、一個の事犯に對しては双方の裁判所より別々に過料處分を宣告せらるゝも、抗辯の途なかるべし

（三）日韓兩政府見解を異にしたるとき會社は孰れの命令に適從すべきか大に迷ふことあるべし、役員の行爲公益を害すと認むるときは解職を命ずとの法文あり、然るに現時の狀情に察すれば、會社營業の要部たる土地の經營、移住民の募集分配等に關する役員の行爲が公益公安に害あるや否やに就て、日韓兩政府互に見解を異にする場合は往々起るべしと思はる此場合に於て會社役員は孰れに適從すべきか其方向に迷ふの珍象を來すべし

如上の場合に於て政府及東拓は如何に調和の途を求めんとする乎、余白限りあり要領を盡さず、切に江湖の判讀を望む

取締の方針を代ふるは何國に於て同檢閲主義を採るが至當なるべしと云ふべし尙注意すべきは旣往の出版物にして安寧を害し風俗を紊るものに對しては第十六條の規定によりて取締る事とせり

●本日の集會
●龍山本願寺　本日午後七時より伊藤[illegible]敎使の說教あり
●南山本願寺　南山本願寺にては本日午後七時半より例の如く說教あり

公人私人
▲石川鐵道管理局技師　新安州淸川江架橋視察の爲め昨日出發
▲龍山嚴雄師（法學士新任布敎監督）二十五日南山本願寺に着任
▲佐藤政太郞（木浦勸業模範場技師）　昨日入京巴城館
▲白川正治（平壤實業新報社長）　昨日入京山本旅館
▲柳赫魯（平北道觀察使）　昨日入京内部を訪問す

●近事片々
▲宮内府は洋屋の建築をなすの事なるが中央政府の建物は總て立派になる譯なれば[illegible]
▲伊藤公頻に宋氏を持餘し居るの事なれば左もあるべし今後の御し[illegible]
▲宋魚格鬪事件の中樞院[illegible]り行く可きや之れ不問に付すべき[illegible]
▲斯る事を曖昧にして終に紀を取締るに不都合を生ぜ[illegible]
▲全南地方亦暴徒の出沒[illegible]とか鎭定の法を取らざれば[illegible]
▲韓國八道至る所に暴徒[illegible]日の如くにて拓殖經營は容[illegible]
▲大久保大將の所謂劒[illegible]する如きは今日に於て全く[illegible]
▲他に良法なければ大に[illegible]討伐の方法に依る外なし當[illegible]
▲屯田兵組織を許して移[illegible]しむるは最も捷徑當局之を[illegible]
▲暴徒討伐の爲に組織さ[illegible]員の成績は如何頭者杳とし[illegible]
▲祖國海軍の腐敗は決算[illegible]露されたりと云ふ事實なら[illegible]
▲山内中將が數百萬圓の[illegible]の說は或は眞ならん之が抑[illegible]
▲山本權兵衛氏も關係あ[illegible]くは此際總て蓋を取て淸潔[illegible]
▲賄買物のコンミッショ[illegible]事なるが此等は唯に海軍の[illegible]
▲要するに閥族因緣等の[illegible]斯る不正の事あり新分子を[illegible]
▲田中宮相が矢張り數万[illegible]を以て人皆怪訝に堪へず[illegible]
▲渡邊内藏頭も亦同樣に[illegible]人は宮内省内の空氣を疑は[illegible]
▲最も通常の考を以てす[illegible]貯蓄したりとて斯る富豪[illegible]
▲現に角斯ることはドシ[illegible]紀を充分に振肅されば綱紀[illegible]

●日韓人の聯合 ……人聯合し大會を開き亞細亞人排斥其他彼等に不利なる米人の行爲を防衛せんため之の行動を取る事となり運動方針を決定す（二十六日夜東京經由）

在韓日清……日本人商業會議所樓上に於て今明の兩日東京玉成會の催しに係る繪畫展覽會を開催する由

●輸入增税と會議所

……韓國……に對し非常なる打撃……輸出貿易の死活問題なり今や緊急を要するを以て一々各會議所に協議するの遑なく廿四日京城日本人商業會議所內聯合會事務所……と決し目下上京中の戸叶京商會記長に向け之が反對運動方を打電すると共に夫々反對理由書を送付し一面各會議所に通牒を發……五十……云ふ重税……輸入禁止税……同樣にして重要輸出品たる韓國米の如きは今後輸出杜絶となり一般經濟界に及ぼす影……項記載の通りなるが之に對し大阪朝鮮貿易組合に於ては極力反對することに決議したる

雜報

●酒井政平の破綻（六）

……▲悲むべき居留地の問題▲中村再造氏の被告事件眞相……

中村氏刑事被告事件が如何に片附くべきかは世人の遂に知らんと欲するところなるも吾人の見るところを以てすれば本件は假令**起訴**となるも**不訴起**となるも一度は**法務院**に持出さるゝなるべし尙本件に關する**檢事の態度の明瞭**となるも茲數日の中にあるならんと信ず

▲報告に異議 前號所載の對酒井政平債權財團整理第一回報告が中村待井飯泉の三整理委員に依つて發表せらるゝや之を見たる各債權者は監理委員の整理方が**市原熊谷**兩氏の作成したる整理案の條項に背馳せんとするの傾向あるを認め或二三の債權者の如きは其際直ちに異議を申込みたりしが多數の債權者は同報告の內容は專ら委員の整理方針を示すに止め未だ何等確定したる事項なきを以て何れ事項を確定せんとする際に於て異議を唱ふるも遲しとせずとなし公然反對することを差控へたり越へて九月十一日整理委員は第二回の整理報告を發表したり左に掲載するは乃ち其全文なり

酒井政平に對する債權、財團整理第二回報告

明治四十一年七月廿日第一回の報告をなしたる以來約三旬間の整理要項左の如し

第一、勸農會社に對する交涉

第一回の報告に對し同社より優先權ある金三万圓のみにては到底滿足するを得ず約束手形金二千四百圓に對しても猶優先權を保有するものと同一の手續を履行せられたし然らざれば報告書の事實を承認し難しと云ひ而して其後再四交涉したるも議整はず八月八日遂に同社より參萬圓及二千四百圓の理事廳に仕拂命令を申請するに至れり而して本命令に對しては直ちに異議の申立をなさしめたり

第二、酒井現住**土地家屋**處分附**中村再造**氏債權處置の件

前回已に報告したるが如く本町五丁目酒井現住土地家屋は委員が最も處分難とするところにして財團の他の者に對しては多少の損失を蒙むることありと信ずるも萬止むを得ず之を中村再造氏に金四萬三千五百圓に賣却し而して同氏の債權金三萬圓を相殺せんと決したるなり若し夫れ該土地家屋にして中村氏以外に三万五千圓乃至四万圓にても之を買はんとの希望者あらば委員は財團の利益の爲め好んで放賣すべく種々の方面に力を盡して買手を求めたるも遂に其運びに至らざりしなり而も**第一回の報告**に對しては陰に多少の**非難を試**むるものありと聞きたるを以て委員は**中村氏に種々懇請**する所ありしが同氏の**主張は四萬三千五百圓**の內**三万圓**は自巳の債權と相殺し**參千五百圓は未收利子と登記料**に充當し殘額一万圓は財團に現金にて提供すべし此以上のことは交涉の余地更になし且つ**抵當權の放棄**に就ても何等確答するを得ずと云ふことなり（つゞく）

貴女殆んど三百名にして何れも盛會を喜ばれ散會したるは午後十一時なりし

●營業法反則者に諭示

▲古器物商の大恐慌

従來古物商營業者にして動もすれば刀劍及銃砲、火藥彈丸等を賣買するものありて此れが爲め其取締上往々不都合の點少なからざるものあるを以て南部警察署に於ては管內營業者八十余名を今明日中同署に招集して桐原署長は一場の訓示演說をなし以來此れ等違則者なからしむるを期すると同時に一面營業視察の巡査をして此れが監視を勵行せしむる筈にして尙單に一營業鑑札を以て他の古物を賣買するもの（即ち古着商にして古道具等を賣買するもの）に對しても最も嚴重に之を取締るべき方針なりと云ふ

●時事俳評 ちはる

▲對議會の統監演說（か）
物數奇は雅とも聞くらん鳴く蛙
▲大內氏の官選反對論
初雷や雀の騷ぐ籔の蔭
▲遞相の辭職沙汰
月が瀨の梅は老いたり別れ霜
▲鐵道管理局の亂脈
酒ぐせの一と群れ惡し花吹雪
▲南一生の東拓論評
髭のある草餠賣りや新開地
▲犬塚生の東拓批評
村長の粉貧くさき日永かな

●長唄嗜好會 ●第四回目略評

同會二月例會は一昨夜巴城館に於て開催せられたり番組第一柳江氏の對の編笠は除程の聞者なりしとの事なるが同氏不在の爲め出演なかりしは遺憾なりし第二木下松本兩子の三ツの獅子は中々の出來にて芳村師匠骨折の跡見ゑたり次が鹽澤子の余興常盤津乘合船は輕妙第三林和田兩子の六の花櫻故事は相應の出來なりしも尙一段の稽古を積まれたし第四角田川は大內鹽澤兩子にて演じたるが僅かの間に大なる進步の跡あるは嬉し第五吾妻八景は大島令孃上品に演せられ聽者をして感服せしめられたり第六隈取安宅は木森福井兩子にて面白く唄はれたるが「れちばかくなる」の邊一層の工夫を望む第七翠溪朧月兩氏の元祿花見踊りは評する丈が野暮なり終りに今回に至りて芳村師匠の線と和田宋子同松子の線とがシックリ合ふ樣になりたるは喜ぶべき事なり只惜しむべきは唯方の足らざりし事にて次回は何分とも賑かに願たし當夜の聽者は會員贊成員たる紳士

●口入屋の不埒

仁川の口入屋が不當の手數料を取ることは本紙が數々筆誅を加へたる所なるが一昨日京城本町六丁目大山敬二方鈴木平吉は生計上の都合に由り內緣の妻藤村きく（三）と云ふを酌婦に賣り込むべく仁川寺町德守嘉三郎方に依賴したる所萬石洞八景園ホテルに前借金二十圓にて酌婦に雇はるゝこととなりたるが德守は不當にもれきくより手數料四圓を取りたるよりれきくは大に立腹し一昨日仁川署に訴へ出でたるより同署にては德守を召換して說諭を加へたり

●前科數犯の曲者

仁川宮町料理店大君の雇人韓人李千万と云ふは或る罪科の爲め過日仁川警察署に留致せられ居たるが其の際三刑事が彼れの罪狀を取り調べたる結果罪科類をさして斷はれ仲町末永吳服店の物置きにありたる木炭十俵を始めとし宮町地與三郎方の容巣をねらい百餘圓の衣服を窃取したる外各所に於いて靴時計等を窃取したること發覺したるが詳細は目下尙取調べ中なれば後日に讓るべし

●壽座覗き（一）

▲孤醒子翠湖子叶川子
▲同行三人觀劇一口評

朝鮮新聞社の孤醒朝鮮日々社の翠湖兩兄が昨夕の降雪を犯かして突然の襲擊に慌て狼狽した吾は何を以て酬ゆ可き：前は海後ろは山と云ふ仁川港の珍客山海の珍味は言はずも知れた食ひ飽きの兩兄他に詮術もなき儘已むなく之を壽座に防いだ

壽座は讀者既にれ馴染の義正團一行這度又候仁川より逆戾り一昨夕より蓋を開けたり相不變淸水福本原諸優の腕揃ひ之れに高橋家令從が五十八と云ふ高齡の身を以て客員として控へて居る

昨夕の狂言は明治二十三四年頃東京に於て一時社會に喧さ高かりし華族相馬家のれ家騷動夫れを脚色したる華族紊亂相馬事件と云ふ藝題筋は今改めて記さずとも讀者の脳は未だ記臆に存するであらう、當地問題だけになか〳〵面白い同行三人が木戶口を這入つた時は既に六幕目丁度相馬家の侍醫豫備陸軍々醫正十妻文海の宅で相馬誠胤公が惡臣尙光の爲めに制せられ最早相馬家凡ての財產が意の如くならざるを豫期し忠臣錦織剛淸並に前記文海に相馬家財產管理の委任狀を認め渡す塲であつた

借問す當義正團各優に對する劇評は幾きに劇通家日々社の花葉及本社の柳江兩兄が屢々批評を試みられたれば今更劇通ならぬ同行等が劇評などゝ柄にもなき駄洒れを試みた處で何の趣味もあらねば這には唯壽座覗きとして同行の目に映じた表部計りの一口話を掲載する事としました

●京城名花の數々

久敷れ目もじ致さゝる姐はん連の事とて事實に間違なしと保險は出來難きもチョット見聞の儘を▲淸華亭の小三拍子は遠かに廣島育ち如何なる塲所柄も色氣なき廣島辨にて漂客を待遇なす處確かに一興あり斯所を見込んだ○○の某イヨー小三姐持ますぞ……同亭の梅之助拍子仁川時代よりの名物妓藝は達者氣骨はある而して至極人交の能き妓然し一盃召し上ると……次は▲井門樓本店の政子拍子如何樣生粹的の美人江戶見辨で漂客をアヤツル處確かに若年に似はぬ腕前況して此妓の淸元と來たら如何なる金吉もコロリ飛出さんか希くは浮氣の出ぬように……同店の蝶々拍子京都の言葉は一層に艷聞けば水も洩さじと深く言ひ交はした其言葉に今に浮氣は愼んで居るとは感心然し蔭で人の提灯持はヲット……同店の雛子拍子は何處迄も無邪氣な可愛い妓一日も早く大きくなれかしと待つて居る他人の人が多々あるとは將來見込ある妓……次に▲花月樓の小福拍子好いも惡いも忌憚なく饒舌る愛嬌妓最もアノ人の前では聊か控目とは矢張色氣は大切なもの……同樓の小艷拍子新俳優三輪寶一座が當地開演中は決して藝妓芝居などするなど伊東文夫役の言ひ付け夫れを確く守るとはハテ何が爲め……次に▲掬翠樓文之助拍子年增丈けあつて確かに宴席の周旋振○○さんが宴席は掬翠に限ると云ふも更々無理はなし……同樓のヤン茶拍子は美人と云ふより可愛い妓變さに○○○○長の爲めに花の蕾を開きてより○○長の名嘖々たりと（按摩拔手）

●松都木代から大問着

南署大漢門前柴炭商李淳英（三十）は一月日不詳京畿道果川郡德峴居住崔光信と松都木一貨車（汽車の）を七十圓にて買入れる約束をなし當地まで輸送し來らしめたる後松木が少ないといふ口實で代金を支拂はざるにより崔は其旨其筋に訴出でたれば李を召換して取調でたる處事實之れに相違なきを以て李を嚴戒したる上代金を支拂はめしたりと

●資春酌婦のれ灸

大和町二丁目東明樓酌婦香川縣平民安富たけ（二十二）二月廿五日大和町二、森元由松方に於て中村久吉に賣淫したる廉により拘留三日に處せらる

●（演）……（藝）……（だ）……（よ）……（り）

▲壽坐 同座今晩の藝題は『腰辨當八轉』にて重もなる配役左の如し
馬丁長吉（原）女主れせつ（西）藝妓小さん（木吹）系署長、茶尾辨護士（福本）澁本中佐、塚田裁判長（荒川）野村寅雄（淸水）令孃水江（今紫）

▲永樂亭 今廿七日の替り藝題は左の如し
大阪落語手踊（七輔）講談義士銘々傳（百朝）新內千兩幟（若太夫三味妻吉）新講談實業立志編梅村郡次郎（赤圓）落語指藝（百朝）淨るり鈴ケ森の段（大之助）節講談大久保源次傳（吾樓）曲藝ステ、コ（遊七）淨るり白石噺揚屋の段（梅笑）落語百面相（遊七）

●天氣豫報（自廿六日午後六時至廿七日午後六時）

西の風晴れ

廿六日 最高溫度（華氏） 三五、一
最低溫度 二五、二

本日午前六時韓國氣象概況
高氣壓は黃海にありて北又西の風吹き南部は曇天其他晴天なり

▲無料紹介欄▼

人事部

履歴書 法律事務に心得あり年齢二十三歳 在社（一七〇）

履歴書 簿記に心得あり會社官廳を望む年齢二十六 在社（一七二）

履歴書 物理學校及中學校卒業の者數學物理日語教師に被雇度地方行にても宜敷俸給不論 姓名在社（一七三）

昨年十一月現役滿期下士 員に雇はれたし可成は韓國側官省の事務員を望む履歴書は何時にても持參 姓名在社（一七九）

と針入用 卅歳前後より四十歳迄の婦人にて普通裁縫の心得ある人を求む旭町一の六十旭町競賣所（六一）

店員數名職工數名募集 京城御成町 岡本染色工場（一八二）

物件部

貸間 二階六疊二間床間押入付 至急貸したし 旭町一の六十 京仁商會（一六一）

雜貨 見切品見世仕舞品及諸道具其他 不用品何でも買入ます 旭町一丁目 旭町競賣所（一六二）

賣家 大和町三丁目遊廓裏道川端地坪約五十坪瓦葺平家造作付西軒建長家井戸付屋敷賣却致度 赤門 岡（一六八）

貸間 旭町便利の場所に賄付上等貸間あり高等官亦會社員向御希望の方は電話六五九番に御紹介被下度候（一六九）

賣地 南山町一丁目山の手にて風景絶佳の土地建物御望みにて讓り度し 姓名在社（一七五）

慈救院近傍にて田畑二十余町歩納家二棟農具各種小作人共譲渡しの相談に應ず 姓名在社（一七七）

貸家 京城明治町二丁目所在二階建五間疊建具完備勝手元用水便利也 家賃廿二圓、廿三圓、卅五圓（一七八）明治町角藤田合名會社貸家係（電話二一〇番）

貸地 龍山青坡契（彈藥庫横）千五百坪 便利貸附仕候風景絶佳住宅向 京城北米倉町一丁目 多田質店（一八〇）

廣告

全やまと足袋

大阪塩町 岸田商店 東店

縫外れ其他不完全の品有之候節は何れの販賣店にても御引替可申候

新荷着御案内

やまと玉タオル

右タオルは弊店綿布工場部の製織にて特別廉價を以て發賣可仕候間不拘多少御注文被仰付度偏に奉希望候

京城日の出町（學校下）

やまと玉足袋

御賣出張所

弊館今回志多年爲斯道難於微義與言忱然仰有得者匪整推臓斷嘅嘅莊洋節俞溺臟柔面輕奮也

京城本町五丁目

易斷鑑 三

相教役 三

通信判斷一件一圓特別二圓

館

平壤無煙炭京城賣捌價格改定廣告

當所無煙炭京城賣捌價格を左の通改定し從前の通南大門外古市町苫米地造酒彌に賣捌かしむ

改定價格

塊炭 一噸 九圓九拾錢

切込炭 一噸 八圓五拾錢

但賣捌人倉庫より各需用者間の持込賃は特に三十六錢（一俵三錢）乃至九十六錢（一俵八錢）の實費を要す又叺は使用後賣捌人に返却せらるゝときは損料として一叺二錢五厘を要し返却せられざる場合は一叺に付十錢以内の叺代支拂を要す

右價格以外に要求したる場合は農商工部總務局若は當所へ申告相成度候猶切込炭は供給充分なるも塊炭は不足にして供給し能はさる場合も可有之爲念豫告す

農商工部平壤鑛業所

官營無煙炭大々的直下

塊炭 一噸（十二俵） 九圓九十錢 但弊店渡し

切込炭 一噸（十二俵） 八圓五十錢 但弊店渡し

御届けすれば持込賃及叺代又は叺損料申受け候其筋の御指定に依り左の通り直下げ致し尚は區内各所に申込所設置仕候間便宜の場所へ御申込被下度自然前記價格より高價の申出でを爲す者あるも指定價格通り御仕拂可被下候也

平壤官營無煙炭特許一手販賣人

南大門外古市町靑坡道

苫米地（トマベチミキヤ）造酒彌

精良石油賣出廣告

旗票石油は

光力強度鮮明なり
容器美麗堅固なり
容量充滿なり
無色透明なり
臭氣極少なり

RISING SUN PETROLEUM COMPANY LIMITED
TRADE MARK
ALLIANCE
BEST
REFINED PETROLEUM

各位愈々御繁榮大慶至極に奉存候今般弊社の出張所を當國に設け旗票と稱する最上等石油を輸入し精々廉價に販賣致し候間御試の上精々御購求の程偏に奉願候 敬白

ライジングサン石油株式會社

韓國出張所

特約販賣店

仁川本町四丁目 仁川英油組合

仁川海岸通二丁目 仁川英油組合

釜山本町二丁目 釜山英油組合

京城本町三丁目 京城英油組合

大見切賣

金口卷莨各種

エヂフト卷莨

弊店儀營業上の都合に依り來る二十五日より三月二十五日迄（三十日間）現在品悉皆各國產煙草大見切安直を以て（但し現金）御高需に應し候間此際陸續御用命の程奉願候

二月二日

各位

G.J.C.

本町一丁目 トルコ煙草商

日希商會

大㊅蒿

特約販賣自製

漬物 味噌 醤油 製造元

京城本町五丁目

大上商店

（電話二五一番）

和洋酒、㊅精酢、穀物麵類銘茶、鑵詰、乾物荒物食料雜貨、ビール、米糀、壗辛各種特約販賣尚御望に依り商品切手調進仕候

至急廣告

時下寒明ノ候ニ相成先以テ無事ナル御方々ハ御安靜之段奉賀候就而本年ハ酉年トテ古人ノ詞ニ酉年ハ火災多シト依テ此災害ヲ未前ニ防クノ條件ヲ守ラバ必ズ災害ノ憂ナシ

第一 貴重ナル寶物ハ高崎製金庫ニ貯藏スルコト

第二 戸前窓口等ハ日英米特許ノ防火扉ヲ付クルコト

第三 消防用トシテ東京岡崎製ノポンプヲ備付クルコト

右ノ通ニ付未タ据付無之諸君ハ左記ノ處ニテ御買求之程目下之急務ニ有之候定價表御入用ノ方ハ申越次第呈送ス

高崎製金庫 韓國一手販賣

京城支那領事館通

TS 清韓洋行

電話四九四番

最近ノ火災ニテ實地證明ハ

明治四十年三月五日仁川大火ノ節

第二號形 宅合名會社

第七號形 前之園煙草店

第六號形 日々新聞社

第六號形 龍山兼古

第三號形 仁川醤油會社

株式會社 第一銀行韓國總支店

電話番號
長第二一番 國庫部、發行部、營業課、當直用
第三三一番 國庫部、發行部、營業課用
第六一一番 支配人、調査部、文書課用
第三一二番 用度係、分析所用
第三一三番 臨時建築部用

本店 東京市日本橋區兜町

內地支店 大阪、京都、横濱、神戸、名古屋、四日市、下關

出張所 伏見

韓國支店 釜山、京城、仁川、木浦、鎭南浦、群山、元山、城津、馬山、咸興、鏡城、平壤

出張所 大邱、開城

清國出張所 安東縣

右の外內外各地重要なる場所には爲替取引先あり營業事務に關する御用向は當店營業課長に御相談被下度候

▲清潔の下宿▼

客室の清潔ご調理の美味ご御扱の懇切こを特色こして下宿營業仕候間賑々敷御投宿の程御願申上候

壽町二丁目十番戸横小路（元花屋跡）

▲懇切の下宿▼

かめ屋

會席御料理

本町八丁目

富士見樓

代書部

一訴狀諸願屆申請書類調製
一定款規約書等作成
一登記登錄證明願手續
一外國旅券出願代辨
一官地貸拂下出願代辨
一諸工事殖林等設計
一土地建物鑛山測量製圖

紹介部

一田畑宅地鑛山賣買貸借仲介
一電話店舖等讓渡仲介
一船舶其他大物品賣買仲介
一金錢貸借仲介
一債券證券類賣買仲介
一諸大家書畫揮毫紹介
一諸外國語通辨並飜譯

本事務所は誠實を旨とし堅く秘密を守り普通事務は即時解決し依托事件を迅速に成効せしむることを期す

京城本町一丁目（民團役所筋向）

佐々木事務所

商標

元 S 祖

人蔘煉製飴

滋養菓子 朝鮮名産

定價 大函七十五錢 中函五十五錢 小函四十五錢

京城 鳳炮堂 謹製

日本への土産としてよい菓子

この商標なきものはにせもの

發賣元

京城 龜屋商店
同 松屋商店
同 龜屋支店
同 大和軒
同 澁谷商店
仁川 顥原商會
同 龍榮堂
平壤 龜屋支店
安東縣 龜屋支店
水原 中島商店

陸軍御用

諸官舍御用

西洋洗濯
萬染物
洗張
しみぬき
ゆのし
御紋上繪
並に
幕幟
調進

龍山新市街 北櫻町

商號 近江屋

電話カセツ中

御注意

近頃弊店の名儀を騙り諸方を徘徊致す者有之候に付弊店の覺なき物品を請求に御見勞被下候事度々に御座候故御引立の御方樣へ御得意廻りの厚司の襟に必ず陸軍御用近江屋洗濯部の印に何卒御注意の程御奉願上候

日本郵船會社

滊船出帆廣告

貨物及船客取扱店

仁川海岸通

郡回漕店

電話三十番

●大連行（船客不斷） 新潟丸 二月 日午後五時出

●釜山長崎門司神戸行 山東丸 三月 十三日後三時出

●大連、太沽、牛莊行 高砂丸 三月 十八日後一時出

●大連、大沽行 山東丸 三月 二日前五時出

●大連、大沽行 酒田丸 三月 四日正午出

●釜山出帆、元山、清津、浦鹽行 上川丸 二月二十四日

御乗船ノ際ハ秋風波止場ヨリ本船迄送迎船ニテ御送リ可申候送迎船ハ本船出帆ノ約五十分前ニ船解纜ノ事

京城南山町一丁目病院前

花月

電話 番

●新聞料 一ヶ月金 一枚金二錢 ●三ヶ月金 ●六ヶ月前金 ●郵税一ヶ月 拾錢

●廣告料 ●五號活字十九字詰一行一圓四十錢 ●普通五號活字十九字詰一行金五十錢

發行兼編輯人 秋山忠三郎

印刷人 高森久馬太

發行所 京城南大門通 京城新報社

電話六六三番

用燃料 無煙炭

用途 瀨鐵、暖爐、竈用ニ適ス

周防德山海軍省煉炭所東隣

谷口無煙煉炭工場

京城特約店

京城清國領事館通 電話六〇三番

巴商會

韓國一手販賣

京城太平町二丁目

神田組